多世代交流スペース施設利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、多世代交流スペースの「若者クリエイティブコンテナ」及び「しばふ広場」(以下、「施設」という。)を貸し切って利用する場合に必要な事項を定める。

(利用目的)

- 第2条 施設の利用は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。なお、若者クリエイティブコンテナは、非営利的な活動に限定する。ただし、非営利的活動のうち、活動に必要な材料費もしくは最低限の参加費等が発生する場合は、次の各号に該当する活動かを確認した上で、若者クリエイティブコンテナの判断により利用可否を決定する。
 - (1) 子育て支援や親子などの多世代が集い交流できる活動
 - (2) 起業・創業に関する活動
 - (3) 移住定住に関する活動
 - (4) 地域の活性化に繋がる活動

(利用日時)

第3条 施設の利用できる時間は、別添1のとおりとする。ただし、若者クリエイティブコンテナが特別に認めた場合には、この限りではない。

(利用の申請)

第4条 施設を利用しようとする者(以下、「申請者」という。)は、原則として施設を利用しようとする日から起算して3か月前の日から3日前までに、施設利用申請書 (様式第1号)に添付書類を添えて若者クリエイティブコンテナへ申請し、承諾を受けなければならない。

ただし、宇部市・若者クリエイティブコンテナのイベント等の活動を優先する。

(利用承諾)

- 第5条 若者クリエイティブコンテナは、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、利用を承諾する。
 - (1) 利益を得るために利用されるおそれがある場合

- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 政党、思想、宗教などの活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 利用目的が、特定の個人を対象とした行事の場合
- (5) 施設が破損、又は滅失するおそれがある場合
- (6) 利用申請日が、既に利用を承諾した他の行事等の利用日と重複する場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、承諾することが不適当と認められる場合
- 2 若者クリエイティブコンテナは、前項の規定に基づき利用承諾した場合は、施設利用承諾通知書(様式第2号)により申請者に通知し、前項各号いずれかに該当した場合は、施設利用不承諾通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(利用上の遵守事項)

- 第6条 利用承諾を受けた者(以下、「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を 遵守しなければならない。
 - (1) 承諾された利用目的のみに利用し、若者クリエイティブコンテナの指示する利用条件に従うこと
 - (2) 第三者へ転貸しないこと
 - (3) 施設は常に良好な状態で利用し、利用後は備品等を元の状態にすること
 - (4) 施設内(しばふ広場を含む)で火気及び危険物を利用しないこと
 - (5) 利用中に破損や汚損等があれば、速やかに㈱にぎわい宇部へ連絡すること
 - (6) しばふ広場を利用する際に大きな騒音の発生などの迷惑行為を行わないよう周 辺住民に対して十分な配慮を行うこと。

(利用料)

第7条 利用料については、別添2のとおりとする。

(承諾内容の変更)

第8条 利用者は、承諾内容について変更しようとするときは、直ちに若者クリエイティブコンテナへ申し出、承諾内容変更についての承諾を得なければならない。

(利用承諾内容の取消)

- 第9条 若者クリエイティブコンテナは、施設の利用がこの要領及び承諾内容に違反していると認められる場合は、当該施設の利用承諾を取消すことができる。
- 2 前項の承諾の取消しは、その理由を明記した書面により通知する。

3 若者クリエイティブコンテナは、承諾を取消されたことにより生じた損害について、 賠償する責任を一切負わない。

(利用状況の報告)

第10条 利用者は、活動を実施後速やかに施設利用実施報告書(様式第4号)を若者クリエイティブコンテナに提出するものとする。

(損害の負担)

第11条 利用者は、施設の利用に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(管理者の責任)

第12条 施設の利用により、行事に参加した者が被った被害、又は利用者が第三者に与 えた損害に対して、若者クリエイティブコンテナは一切その責めを負わない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別途定めるものとする。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別添1

施設の利用日時

- 1 若者クリエイティブコンテナ
 - ・ 月曜日から土曜日の午前9時から午後8時まで。 ただし、日曜日は除く。
- 2 しばふ広場
 - ・ 午前10時から午後9時まで。

別添2

施設の利用料

- 若者クリエイティブコンテナ 無償とする。ただし、商行為を伴わないものに限る。
- 2 しばふ広場
 - (1) 商行為を伴わない場合は、無償とする。
 - (2) 商行為(利用料を含む)を伴う場合には、一回あたり900円とする。
 - (3) 宇部市(宇部市が設置する附属機関等を含む)が主催または共催するときには、全額免除とする。